

第 583 回 統計審議会議事録

- 1 日時 平成 13 年 4 月 13 日（金） 14:00～16:32
- 2 場所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議題
 - (1) 庶務事項
 - (2) 部会の開催状況
 - (3) 諮問事項
 - ア 諮問第 271 号「労働力調査の改正について」
 - イ 諮問第 272 号「海面漁業生産統計調査の改正について」
 - (4) 答申事項
 - 諮問第 269 号の答申「工業統計調査の改正について」（案）
 - (5) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 部会の開催状況
- 4) 諮問第 271 号「労働力調査の改正について」
- 5) 諮問第 272 号「海面漁業生産統計調査の改正について」
- 6) 諮問第 269 号の答申「工業統計調査の改正について」（案）
- 7) 「指定統計調査の承認」の状況（平成 13 年 3 月分）
- 8) 平成 13 年 2 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 2 号）
- 9) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、菅野委員、後藤委員
清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同千野労働力人口統計室長、
厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省林統計情報部長、
同佐々木水産統計室長、経済産業省種岡調査統計部長、同畑構造統計課長、
国土交通省藤田企画調整室長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同北田統計審査官、同金子統計審査官

6 議事概要

- (1) 庶務事項
 - 1) 統計審議会専門委員の発令について
竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。
 - 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
竹内会長から、資料 2 のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 部会の開催状況

1) 産業分類部会

平成13年3月12日、3月23日及び4月6日に開催された第1回、第2回及び第3回産業分類部会（議題：「日本標準産業分類第11回改訂案について」、「日本標準産業分類の一般原則について」、「部会のスケジュールについて」、「大分類J－卸売・小売業について」、「大分類M－飲食店、宿泊業について」、「大分類N－医療、福祉について」、「大分類O－教育、学習支援業について」及び「その他」）の開催結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

竹内会長) 例えば、百貨店、総合スーパー、コンビニエンス・ストア等の定義を突き詰めると、その境界が非常に難しくなるが、社会的に確立した概念があるものは、分類として立てておくべきではないか。

舟岡委員) 百貨店、総合スーパーについて、商業統計の業態別分類にならって、対面サービスであるか、セルフサービスであるかを基準として、そのいずれの比率が多いかによって分類しようと判断している。しかし、比率が50%前後の事業所の場合、時期によって百貨店に格付されたり、総合スーパーに格付されたりと移動があることは継続して統計データを表章する上であまり適当ではなく、また、近年の両業態の接近から対面サービスとセルフサービスを併せて行う状況にあり、実査上、両者を明確に区別してとらえ得るかという疑問が呈された。

竹内会長) ボーダーラインのケースはあっても、代表的なケースとしては、百貨店は百貨店であり、スーパーはスーパーとしてのイメージを基に分類を定義し、境界は事後的に考えることにより分類項目を立てるべきではないか。

境界が明確ではないと言え、すべて成立しなくなる。厳密に言えば、男女の区別でさえ不可能なものとなる。

舟岡委員) 実態とイメージは乖離していることがしばしばである。例えば、総合スーパーの場合、首都圏の周辺では総合スーパーとして扱われていても、地方では百貨店として一般的に受けとめられているケースが多い。イメージで分類項目を立てると、地域によって違った結果をもたらしかねない。実査の結果から事後的に分類することについては難しい点がある。

竹内会長) 実際問題として難しいことはよく分かる。しかし、分類が難しいから分類しないとすると、すべて成立しない。それではいけないのではないか。

また、コンビニエンス・ストアは、明らかに業種として存在する。やはり分類項目を立てるべきではないか。定義をどうすべきかについては、やはり難しい問題となる。コンビニエンス・ストアは近年、金融、宅急便等、総合サービス代行業のような変化が起きている。しかし、やはりコンビニエンス・ストアという業態は存在している。

舟岡委員) 部会においても、コンビニエンス・ストアとして分類項目を起すことが適当ではないかという意見が大半であった。おそらく分類項目を起す方向で審議が進むと思うが、これも十分実態を踏まえ、慎重に検討したい。

竹内会長) 飲食店の定義についても、外見的にも的確に定義していなければ困るのではないか。

飲食店が小売業から分離されたが、あいまいな定義をすると、かなりの部分が小売業にも入らず、飲食店にも入らずに調査から抜け落ちる危険性が有り得るのではないか。舟岡委員) 飲食を供する施設を保有していれば、飲食店として扱う方向で検討している。おそらくこの扱いであれば紛らわしいことはないだろう。

廣松委員) 大分類N-医療、福祉のうち、特に医療業についての特殊な事情を十分検討した部会報告には従いたいが、「その他」項目、つまりバスケット項目は、分類技術上やはり設けておいた方が安全ではないか。

竹内会長) 医療業、福祉業は全て法律に基づくもののみであるので、それ以外のものは、すべてその他のサービス業に分類されると思うが、部会の考えはいかがか。

舟岡委員) 認可等を受けて営む業を医療業に分類している。中分類の医療業には、病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業及び医療に付帯するサービス業がある。これらの分野については新たな事業形態が当面予想されない。新たに出現することはないという見通しである。

竹内会長) 法的な概念として新しいコンセプトが出現すると、その時に付け加えるということか。

舟岡委員) その通りである。

2) 運輸・流通統計部会

平成13年3月14日及び4月3日に開催された第100回及び第101回運輸・流通統計部会(議題:「平成14年に実施される商業統計調査の計画について」)の開催結果について、美添部会長から報告が行われた。

[質 疑]

篠塚委員) 第100回部会の結果概要のうち「(4)母集団の捕捉」について、平成9年商業統計調査は単独実施、平成11年は事業所・企業統計調査と同時実施されたことに伴い、かなりの事業所の捕捉漏れがあったとの説明である。

平成9年の調査結果と平成11年に同時実施した事業所・企業統計調査の結果との間で差が生じる原因として、調査周期、実施形態、付随事業所のとらえ方としているが、主たる原因は何か。また、今回の調査計画ではどこに注意すべきか。

美添委員) 平成3年調査の同時実施は、事業所統計調査を実施した際に、同時期に商業統計調査を実施した。その際、調査票を配り分けたが、配り分けたものを個人商店が見ると、商業統計調査では販売品目を詳細に記入することから記入欄が非常に多い。それに対して事業所統計調査は販売額の記入欄はない。心理的な判断をすると、ボーダーラインにあるような事業所は自らを商業ではないと回答する可能性が高いはずである。

これについての実態は不明であるが、常識的にはそのようなことが想定される。もし、そのような行動をとる個人商店があれば、例年に比べて事業所統計調査で商業以外と回答をする可能性が高かったと思われる。

平成9年商業統計調査は単独実施であり、事業所統計調査名簿から作成された準備調査名簿を基にしている。調査漏れがあるとすると事業所名簿の問題である。もう一つ想定されるのは、実査段階で、平成8年には商業であったが、現時点では違うと回答をした事業所もあったかもしれない。

それに対して、平成 11 年は、商業統計調査としながらも簡易調査であり、上位 5 品目だけの販売額の記入で、負担が比較的軽かった。また、これは、「統計行政の新・中長期構想」でも提案された、ロングフォーム・ショートフォーム方式と同様な同一の調査票であり、よい評価を得ていると思われる。比較的、心理的抵抗もなく商業と答え、販売額まで記入した商店が多かったのではないかと考えている。それが平成 9 年と平成 11 年の差であると解釈できる。ただし、正解は誰も分からず、あくまでも想像である。

時系列的に見ると、平成 3 年、6 年、9 年と 3 年周期から平成 11 年と必ずしも単調な動きではないが、実態自体も変化しており、動きだけを見て捕捉漏れの程度は分かりづらい。しかし、平成 11 年調査で平成 9 年に存在が確認された商店でありながら平成 11 年時点では商店ではなかった事業所が相当数あったのは事実である。

竹内会長) 平成 13 年に実施予定の事業所・企業統計調査の捕捉率は、少なくとも平成 11 年と同程度と保証できるのか。

美添委員) どの業種と回答しても負担は変わらないので、容易に「商業である」と回答を頂けると思う。

竹内会長) 次回調査と前回調査の継続性について、何か注意点があるならば、公表の際に示す必要があるのではないかと。

美添委員) その点は、平成 11 年商業統計調査の結果報告書で正確に記入している。

竹内会長) 平成 9 年調査結果との比較について、どこまで正確に記入しているのか。

美添委員) 平成 11 年結果報告書に、平成 9 年調査で捕捉し、存在していた数とその差を記載している。

竹内会長) 平成 14 年商業統計調査は、平成 13 年事業所・企業統計調査の結果を使えるのか。

美添委員) 調査時点が直前であり、事業所名簿の劣化はほとんど起きていないと想定される。相当正確な調査ができるだろうと期待している。その次に予定されている平成 16 年調査は、同時実施が予想されることから、捕捉率が非常に高くなるであろう。

つまり、母集団の捕捉に関しては、周期が適切となっており、事業所の翌年実施ということと同時に実施ということが繰り返されるならば、従来よりはるかに捕捉率が高くなると考えている。

竹内会長) 利用者にとっては重要なことであり、十分留意していただきたい。

廣松委員) 部会に所属していた者として、調査方法について補足したい。原則として事業所単位の調査であるが、今まで便宜的な方法として本社に調査票を一括送付していた。東京都、大阪府など本社が集中する地方の実施部局には負担になるかもしれないが、部会で今回からは準備調査名簿の段階で本社に一括して配る方式を採用することが了承されており、この点評価できる。

3) 鉱工業・建設統計部会

平成 13 年 3 月 26 日に開催された第 67 回鉱工業・建設統計部会（議題：「工業統計調査の改正について」）の開催結果については、答申案の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(3) 諮問事項

1) 諮問第 271 号「労働力調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の金子統計審査官が資料4の諮問文の朗読及び諮問の趣旨説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部国勢統計課の千野労働力人口統計室長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

竹内会長) 特別調査のサンプルサイズはどの程度か。

千野室長) 2月調査が4万世帯で、8月調査が3万世帯である。

竹内会長) 今度は年4回の調査になるわけか。

千野室長) 調査票の回数は毎月であり、公表が年4回になる。

竹内会長) 公表の回数が2倍となるのか。

千野室長) 公表の回数は2倍になるが、その代わりに毎月調査する世帯数は労働力調査の4分の1であり、毎月1万世帯を調査する。

竹内会長) 2年目2か月目の調査世帯のみを特定調査票の対象としたとき、サンプルと結果に偏りが生じるおそれはないか。

千野室長) 労働力調査のサンプル設計は、基本的に八つの副標本に分かれている。それぞれが独立した副標本になっており、偏りはないと思う。

竹内会長) 国勢調査の調査区ごとに世帯を選ぶと、2年目2か月目の調査世帯は、少なくとも前年から同じ調査区にいた人のみとなるのではないか。

千野室長) 住戸を抽出単位としており、その住戸に同じ人が住んでいればその人が対象になる。住んでいなければ、そのときにその住戸に住んでいる人が対象になる。

竹内会長) 2年目2か月目とすると、その住戸に住んでいる人は前年と違う可能性があるということか。

千野室長) その可能性はある。

竹内会長) 新規の転入者は対象になるのか。もし、その家がなかった場合は対象にならないのか。

千野室長) 抽出した住戸に新しく入った人は、新しく入った時点で対象になる。

竹内会長) 住戸そのものが新しく2年目になって生じたものについては、対象には最初からならないのか。

千野室長) 新たにできた住戸についても、追加抽出される。

竹内会長) 2年目2か月目だけを調査すると、偏る原因が生じないかと危惧されるが、事前調査は行っているのか。

千野室長) 事前調査は行っていない。

竹内会長) 同一の調査を続けた後に特定調査票による調査を行うとすると、例えば、一つのサンプルについて1回だけ当てる場合、その1回を必ずしも最後の月でなく、別の月に当てることもありうる。

千野室長) 記入者負担を考えた結果である。

竹内会長) 特定調査は1回のみであり、それが最後の月ではなくてもいいのではないかということである。相手によって対象月を変えてもよいのではないか。

千野室長) さまざまな考えがあるが、最後の月にすることにより、基礎調査票に与える影響をなるべく小さくできると考えている。

竹内会長) 実査を行う都道府県の方から意見等はないか。

早川部長) 実査を行う立場として申し上げる。近年、世帯に対する調査においてプライバシー意識が大変高まっている。調査の全部もしくは一部を拒否する世帯が多くなっているばかりではなく、いわゆる昼間不在世帯、単身世帯、更にオートロック・マンションの増加により、面接不能世帯が多くなっている実情がある。

ちなみに東京都における平成12年度の労働力調査の回収率は年平均84.0%で、いわゆる面接不能世帯が10.1%である。全部拒否、あるいは一部拒否が約6%であり、これだけみても回収率が悪い。

このような調査環境の中で調査を円滑に実施し、より精度の高い調査結果を得るためには、調査客体の理解を得ることが不可欠である。調査の見直しの必要性については、今説明のあったとおり十分認められるが、今後、見直しの議論の際に、実施計画概要案にもあるように、報告者負担の軽減についても十分配慮し、部会等において審議いただくことを要望したい。

菅野委員) 今回の改正の主旨である「非労働力人口に関するデータの充実」は、これから非常に重要になってくると思われ、主旨自体は非常に時宜にかなったものと考えられる。

日本においても失業率が非常に高くなってきた段階で、問題は失業率自体に現れない、その外縁部分のいわゆるディスカレッジド・ワーカーの動向が、現在、アメリカでも非常に重要なポイントになっており、この点については私も賛成である。

しかし、これはやむを得ないのかもしれないが、四半期ごとの公表を前提としており、利用者の立場からすると最終的には失業率と同様に毎月ベースにできないのかなと思う。多分実施してみないと、どの程度データが安定的か分からないので、むしろ要望となるが、調査内容の変更で、例えば毎月公表できるくらいのデータの安定性が得られるような方法があるのかどうか考えてほしい。報告者負担とのトレード・オフの関係にあるかもしれないが、4回目ではなく、1年間空いて、1年目の2回目と2年目の2回目等の可能性もあるかもしれない。

いずれにしても、これは実施することの方が重要であり、その後データの安定性と公表の毎月化を視野に入れて、工夫の余地を考えていただくよう希望する。

竹内会長) 本件については、人口・労働統計部会で審議いただくこととし、篠塚部会長に願います。

2) 諮問第272号「海面漁業生産統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の金子統計審査官が資料5の諮問文の朗読及び諮問の趣旨説明を行った。続いて、農林水産省大臣官房統計情報部構造統計課の佐々木水産統計室長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

竹内会長) 「稼動量」とは基本的に何を調べるのか。

佐々木室長) 漁獲のためにどういう手段で、どの程度働いたかである。具体的には航海数、出漁日数、操業日数を指標として考えている。

竹内会長) 人数は入るのか。

佐々木室長) 水産行政では、船の数と、出漁日数で全体を把握することを考えている。

竹内会長) 大きな船も小さな船もある。

佐々木室長) 船のトン数で確認する。船の規模については別途細分化している。

竹内会長) 出漁日数は「日数×トン数」となるのか。

佐々木室長) 最終的には、行政側で管理するために、船の数、規模別の数、出漁日数等の組合せで考える。

竹内会長) 規模別に日数を調査し、トータルで考えるということか。

佐々木室長) 端的に言えばそう考えている。ただし、漁船のみではなく、定置網等もある。漁船とそれ以外の養殖で網を張る場合など、様々なケースがある。

竹内会長) 人数を確認するのは無理か。

佐々木室長) 人数はこの調査ではなく、漁業動態調査の中に就業動向等調査というものがある。抽出調査であり、サンプルを抽出し、海上作業の量、その内訳としての雇用者数について記入している。

竹内会長) 経営上の調査では人数があると思うが、「稼動量」というと人数あるいはワーク・デイが基本的な数量になるのではないかと思う。人数は必要ないのか。

佐々木室長) 船の大きさで、乗組員数がおおよそ分かると考えている。

篠塚委員) 主要改正点(案)1ページに「漁獲努力量」という用語がある。ここでこの用語の説明があり、「操業日数等の漁労作業の量」としているが、一般的には「努力量」というと、潜在的なポテンシャルをイメージするが、水産行政で常用している言葉なのか。

佐々木室長) 「漁獲努力量」という言葉は漁業関係法にあり、現在、水産基本法案が検討されているが、その中でも使われている。つまり魚を捕る手段としての漁船の数、出漁日数等を「漁獲努力量」としており、ご指摘の可能性等とは別の意味で使われているものではないだろうか。

廣松委員) 調査名は「海面漁業生産統計調査」であるが、計画概要(案)の「集計及び公表」に「漁業・養殖業生産統計年報」で公表することとしている。内容としては養殖業も入っており、「海面漁業・養殖業生産統計」とする等、統計調査名と報告書名を一致させるべきではないか。

佐々木室長) 「漁業・養殖業生産統計年報」では海面のみではなく、全体として内水面も公表している。

竹内会長) 本件は、農林水産統計部会において審議していただくこととし、本日は欠席であるが、須田部会長にお願いする。

(4) 答申事項

○ 諮問第269号の答申「工業統計調査の改正について」(案)

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料6の答申案の朗読を行った。続いて、清水鉦工業・建設統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

清水委員) 工業統計調査の改正計画については、本年2月16日に諮問され、鉦工業・建設統計部会にその審議が付託された。本件改正計画に係る部会は3回(2月27日、3月7日、3月26日)にわたって開催され、論点メモに沿った審議及びその審議経過を踏まえて、答申案を取りまとめた。今回の改正計画については、「調査事項の見直し」

と「集計事項の変更」で構成されており、このうち「調査事項の見直し」については、さらに、「従業者数」、「内国消費税額」、「工業用地及び工業用水」、「有形固定資産」で構成されている。

調査事項の見直しのうち、今回の改正計画のポイントである「従業者数」については、甲調査及び乙調査において、「常用労働者」の区分を「雇用者」及び「出向・派遣受入者」に分割の上、「雇用者」を「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」に細分割するとともに、「臨時雇用者」の区分を追加する計画となっている。

これらは、いずれも労働力の流動化が進展する中で、製造業における従業者の実態をよりの確に把握し、その実態を明らかにするとともに、その有効な分析に資するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「従業者数」の細分化に関連し、本審議会でも指摘された「現金給与総額」における「出向・派遣受入者」に係る給与の計上範囲に関して、甲調査の「現金給与総額」については、従業者区分と従業者に支払われる現金給与の対応関係を明確にするため、内訳に応じて現金給与総額を分割した。さらに、本審議会でも指摘された「臨時雇用者」の把握時点については、甲調査及び乙調査において、調査期日の12月31日現在では、その雇用が解除されている場合が多いことから、特別の事情がなく「臨時雇用者」の通常の状態を把握できる12月給与の帳簿締切日現在とすることが適当と考えられる。

本調査において、出向受入者と派遣受入者に区分して調査することが適当かどうかについては、部会でも十分審議したが、答申案にあるように、「出向・派遣受入者」については、甲調査及び乙調査において、出向受入者と派遣受入者に更に分割することにより、より詳細な従業者の実態の把握が可能となるが、製造業において派遣受入者が概して少ないことや調査協力の面で影響が生ずる可能性があるということを考慮し、本改正計画のとおり、一括して把握することが適当であると考えられる。

次に、「内国消費税額」については、甲調査及び乙調査において、「消費税」を含む記入内容から「消費税」を除く記入内容に変更することとなった。これに伴い、調査実施部局は、消費税額を事後的に推計することになるが、そのためには、事業所から直接輸出されている輸出品は消費税が控除されており、その部分を正確に計る必要がある。このため、新たに付け加えられたのが「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」である。ただし、これは、調査客体の実態から大変難しい調査事項であることも懸念されており、正確な記入を確保するため、記入注意や調査の手引等において、記入の際、参照すべき資料等を明記する必要があると考える。

また、「工業用地及び工業用水」のうち「工業用水」については、「1日当たり水源別用水量」のうち、「地表水・伏流水」と「その他の淡水」を統合する等の簡素化を図る計画であり、これについては、誤記入の多い類似項目であることや統合しても結果利用の面で特段の問題が認められないことから適当と考えられる。

調査事項の見直しの中で、特に部会でも多くの議論のあった「有形固定資産」については、乙調査において、毎年調査事項の5年周期化を図る計画が本改正計画の大きなポイントである。これについては、報告者負担の軽減に資するとともに、調査年の調査協力をより得やすくし、統計精度の確保が期待されるものであり適当と考えられ

る。答申案にも記載されているが、部会委員からは小規模事業所に関して「有形固定資産」の中でも特に投資動向を示す「取得額」について、乙調査票で毎年調査できないかという議論があった。この点について、調査実施部局から実査上の問題として、可能かどうかについて意見を聴取したところ、「取得額」のみを取り上げる場合でも報告者負担が大きく、未記入あるいは回答拒否が結果として統計精度の確保を困難にさせる可能性があると考えられたため、調査実施部局の見解を取り入れ、本改正計画で提案した乙調査の「有形固定資産」全体について5年周期化が適当と認め、答申案に記した。

最後に、集計事項の変更についてであるが、「有形固定資産」に至るまでの調査事項の見直しは、従来の工業統計調査からすると相当大きな見直しであり、それに応じて集計区分の変更を行う計画である。これについては、工業の実態をより一層明らかにする調査事項が加わっており、それに応じた集計区分がなされることは、おおむね適当であると考えられる。「従業者数」の区分の細分化等に伴い、従来、調査事項として定義されていた概念が変更されるものがあるため、その変更された概念について明確な定義を行い、調査結果報告書の利用上の注意事項に、利用者に誤解が生じないように、変更のあった定義等を明記する必要があると答申案の中に盛り込んだ。

「今後の課題」については、本調査の改正計画案に対する審議結果の答申として、1点付け加えた。それは「現金給与総額」について、乙調査においては、「出向・派遣受入者」に対する現金給与支払額が常用雇用者と込みになって総額での把握となっている。この点については「出向・派遣受入者」が比較的少ないこと等から、甲調査とは異なり、従来から総額のみでの把握としている。当面は問題ないが、将来、小規模事業所においても労働力の流動化、つまり「出向・派遣受入者」の従業者の占める割合が大きくなった場合、乙調査においても甲調査と同様に「現金給与総額」の内訳の把握の検討が必要であると答申案に盛り込んだ。

[質 疑]

篠塚委員) 今回の改正で、従業者数の把握が明確になった点に関しては高く評価している。しかしながら、「現金給与総額」の扱いについて、今回の改正で「常用労働者」を二つに分け、「出向・派遣」を「その他」で区分していることに違和感がある。違和感とは、「常用労働者」の区分を「雇用者」と「出向・派遣受入者」に分けているが、製造業部門では比較的「出向・派遣」のウェイトが小さいと考えられることである。

今回の改正で「従業者数」に大きな変化が出てきているのは、むしろ「臨時雇用者」の扱いを新たに設けたことの方でないかと思う。「臨時雇用者」の人数を明確に分けたので、「現金給与総額」に関しても、この金額がどれくらいになるか明確にすべきではないのか。

調査票を見ると、「8 現金給与総額(年間)」の項目があるが、上の欄を「常用労働者」のうち「雇用者」とし、下の欄を「その他」としている。この下の欄は「その他」とせずに、「出向・派遣」と「臨時雇用者」に分けて、この項目全体を3本立てとすべきではないのか。

清水委員) 労働力の流動化の実態をどのように認識するかによる。御指摘のとおり「臨時雇用者」が特に製造業における事業所レベルの流動化の多くの割合を占めていると思える。

他方、調査客体の調査の正確性、負担等を考えると、個人的な認識として「臨時雇用者」については、大変把握が難しいのではないかと考えている。

「臨時雇用者」について、あえて御指摘のように「臨時雇用者」に関する「現金給与総額」が果たして別記として取れるかどうか、実査上の問題、記入者負担の問題等を含めて調査実施部局から少し説明を頂いた方がいいかと思う。

畑課長）「臨時雇用者」のコストという意味で「現金給与総額」を把握するのは重要と考える。しかし、更に詳しく調べるのは記入者負担との兼ね合いになる。利用者にとって有用であることは十分認識しているが、この項目は、記入者負担が大きく、「雇用者」と「その他」の二つとしたい。

新村委員）答申案の「有形固定資産」の項目で、乙調査における記入を5年に周期化すると、「報告者負担の軽減には資する」とするのは正しいと思うが、統計の精度が5年周期にすることで一般的に上がるといえるのか。むしろ一般的には下がるのではないのか。それを確保すべく、別途、他に何か努力をしなければならぬのではないのか。

清水委員）ここでいう精度とは、5年ごとにとらえた統計そのものの精度である。時系列データがなくなるのは大きな問題ではあるが、精度とは関係ない。5年目に調査協力が得られ、記入に当たって協力的かつ正確に記入して頂ければ、結果として統計の精度が上がるということが期待されるという趣旨である。実際に、この調査項目は小規模事業所にとって記入が困難な調査事項である。

もちろん、5年周期化により、ここでは精度が向上するとは表現していないが、正確に記入を頂けるかについては、100%期待できるかどうか難しい問題であるが、マイナスよりはプラス方向として精度が上がることを期待して答申案に記載した。

竹内会長）5年に一度の項目とすることにより、その時には精度が上がるべく努力する含意があると理解させていただきたい。

また、部会報告にある母集団情報の把握の在り方については、答申案には記載がない。今後は注意していく必要があると思うが、深く議論することはなかったのか。

畑課長）この点については、部会での議論の結果、工業統計調査の準備調査において正確な把握に努めるとともに、事業所・企業統計調査の結果と照合を行うなどにより母集団をより的確に把握できるものと整理されている。

竹内会長）これも答申案にはないが、今後、検討していくことが望ましいと思えるのは、「有形固定資産」と同様に、様々な項目を毎年全数調査する必要があるのかということである。つまり、一部の項目は標本調査を組み合わせるべきではないのか。5年に一度というより、毎年調査する必要がない項目は、毎年ある程度は標本調査を組み合わせることも将来的に検討いただきたいと思います。

畑課長）他の統計と関わる問題であるが、今後とも情勢や行政ニーズの変化に対応して検討したい。

竹内会長）経済産業省は、本答申案の内容のとおり、調査を実施することでよいのか。

畑課長）本答申案の趣旨に沿って実施したい。

竹内会長）本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。それでは、総務大臣に答申することとする。

この答申に関し、経済産業省からあいさつがある。

種岡部長) 答申を頂くと、実施官庁からあいさつをすることが慣例となっている。当審議会も平成13年1月から「法施行型審議会」となっている。法的な観点では、会長の御発言のとおり、この答申は、経済産業大臣への答申ではなく、総務大臣への答申となっている。

経済産業省としては、統計法に基づき、指定統計の改正計画を総務省に提出すると、総務大臣から、この答申を踏まえ回答を頂く。畑課長の発言のとおり回答を頂ければ、経済産業省は、それに従って調査を実施したい。形の上では、間接的ながら答申に係る者として、活発な議論を頂き、有益な示唆を頂いたことに感謝したい。

(5) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官及び金子統計審査官から、資料7により平成13年3月になされた「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「毎月勤労統計調査」、「薬事工業生産動態統計調査」及び「学校教員統計調査」の統計法第7条第2項による承認について報告があった。

[質 疑]

特になし。